

# 中東情勢の影響を受ける医薬品・医療機器・医療物資等の 安定供給の確保に向けて（令和8年4月2日）

## 需給状況の一斉調査等の実施

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

- 医薬品・医療機器・医療物資等の安定供給を確保するため、3月16日以降、**業界団体を通じて需給状況の一斉調査を実施**。一斉調査を受けて、**流通の目詰まりが把握された場合は、経済産業省等との連携の下、速やかに対応を検討・実施**。
- あわせて、3月19日から、**医療機関等における需給状況の定点観測を実施**。より精度の高い需給状況の把握のため、今後速やかに、**観測対象となる医療機関を拡大**。
- 流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、**4月2日に、事業者の皆様からの情報を受け付ける相談窓口を厚労省に設置**。

## 経済産業省との連携に基づく供給課題の解決

- これまでの**一斉調査**を通じて、小児用カテーテル及び滅菌用の酸化エチレンガスについて供給の課題を確認。
- **経済産業省と連携**し、関係企業等への働きかけ等を行うことで、**小児用カテーテル及び滅菌用の酸化エチレンガス**について、**既に石油原料の供給の目処を立てた**。

## 厚労大臣・経産大臣の連携・リーダーシップによる安定供給の確保

- **透析回路、血液の廃液容器、医療用手袋**といった「海外から輸入」しているケースについては、長期的な供給に懸念が生じているとの声もあるが、**直ちに供給が滞ることはない**。
- 3月31日に、**上野厚労大臣と赤澤経産大臣が本部長となる「中東情勢の影響を受ける医薬品・医療機器・医療物資等の確保対策本部」を設置**。
- 長期的な供給への懸念の解消に向けて、**厚労大臣・経産大臣の連携・リーダーシップの下、医薬品・医療機器・医療物資等の安定供給の確保に向けて、万全を期して対応していく**。



第1回「中東情勢の影響を受ける医薬品・医療機器・医療物資等の確保対策本部」に臨む上野厚労大臣・赤澤経産大臣

## リスクアナリシス

問題発生を未然に防止したり、悪影響の起きる可能性(リスク)を低減するための枠組み

食品安全委員会

消費者庁

消費者庁※、厚生労働省  
農林水産省、環境省

## リスク評価

どのくらいまでなら食べても安全か科学的知見に基づいて評価

関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整等

- ・機能を分担
- ・相互に情報交換

## リスク管理

食べても安全なようにルールを決めて、各行程で監視

※食品衛生に関する規格基準の策定等

## リスクコミュニケーション

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。

トランス脂肪酸摂取量 (エネルギー%)

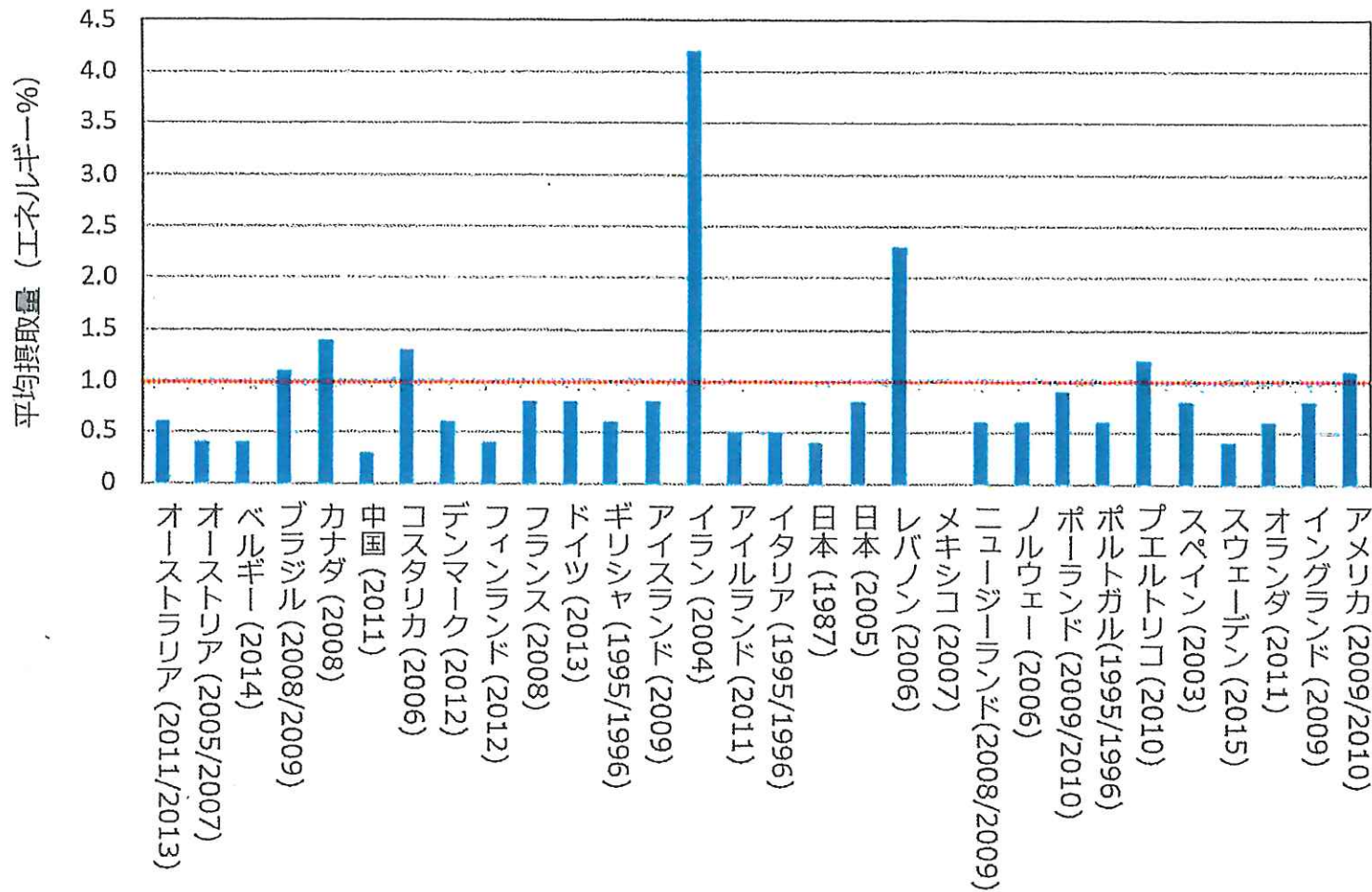


図2：29カ国におけるトランス脂肪酸の平均摂取量 (参照41より編集)  
 (括弧内は、摂取量計算に何年の食品成分表を用いたかを示している)

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

**食品安全総合情報システム**

検索

Q

トップ キーワード検索 食品安全関係情報 会議資料 評価書 研究情報 調査情報 ヘルプ

本データベースに掲載された情報の利用に際して、必ず本ページ下部に掲載している「[利用上の注意事項](#)」をご確認ください。

ご利用に当たっては、「利用上の注意事項」を確認し同意したものとみなします。

なお、利用上の注意事項のポイントは、以下のとおりです。

- ・掲載されている情報は「利用上の注意事項」を記載したものとみなします。
- ・掲載されている情報は「利用上の注意事項」を記載したものとみなします。
- ・このため、これを食品安全委員会の発信する情報として引用・転用してはならないこと。
- ・掲載情報の利用によって生じたいかなる損害や不利益（第三者に対して生じたものを含む。）についても、食品安全委員会は一切の責任を負わないこと。

**食品安全関係情報詳細**

資料管理ID	syu06210740294
タイトル	世界保健機関(WHO)、トランス脂肪酸に関するファクトシートを公表
資料日付	2024年1月24日
分類1	-
分類2	-
概要(記事)	<p>世界保健機関(WHO)は1月24日、トランス脂肪酸に関するファクトシートを公表した。概要・構成は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 主な科学的知見の概要</li><li>(1)トランス脂肪酸(Trans fat又はtrans-fatty acids(TFA))は、工業由来又は天然由来の不飽和脂肪酸である。</li><li>(2)世界で毎年最大278,000人の早期死亡が、工業的に生成(副生)された(industrially produced)トランス脂肪酸の摂取に起因している可能性がある。</li><li>(3)トランス脂肪酸は動脈を詰まらせ、心臓発作や死亡のリスクを高める。</li><li>(4)工業的に生成されたトランス脂肪酸は、マーガリン、植物性ショートニング、植物性ギー(Nanaspati ghee)、揚げ物、並びにクラッカー、ビスケット及びパイ等の焼成食品に含まれている。屋台や飲食店の焼き物や揚げ物には、工業的に生成されたトランス脂肪酸が含まれていることが多い。トランス脂肪酸は、反すう動物(畜牛、めん羊、山羊等)由来の食肉及び乳製品にも自然に含まれている。工業的に生成されたトランス脂肪酸及び自然に存在するトランス脂肪酸の両方が同様に有害である。</li><li>(5)工業的に生成されたトランス脂肪酸は、食品のコスト、味、及び入手可能性を変え、除去して、より健康的な油脂に置き換えることが可能である。</li><li>(6)成人に対するWHOの勧告は、トランス脂肪酸の摂取を総エネルギー摂取量の1%未満(2,000 kcalの食事の場合、1日当たり2.2 g未満)に制限することである。</li><li>2. 概要</li><li>3. トランス脂肪酸について</li><li>4. 各国政府が行っていること</li><li>5. トランス脂肪酸の摂取を減らす方法</li><li>6. WHOの対応</li></ol>
地域	その他
国・地方	その他
情報源(公的機関)	世界保健機関(WHO)
情報源(報道)	世界保健機関(WHO)
URL	<a href="https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/trans-fat">https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/trans-fat</a>
印刷ページ	

## 利用上の注意事項

本データベースに掲載された情報の利用の際は、以下1、2をご理解ください。ご利用に当たって、以下3に同意したものとみなします。

1. 情報の収集・要約・翻訳について

## 諸外国におけるトランス脂肪酸規制の概要

以下に、WHOのトランス脂肪酸規制推奨値と主要国の規制状況をまとめた。

表1: WHOの主要国におけるトランス脂肪酸の規制状況

国/機関	規制の種類	具体的な規制値/内容	施行日/主要政策変更日	規制対象	特記事項	文献
WHO推奨	含有量制限またはPHO禁止	脂肪総量100gあたりiTFA 2g以下、またはPHOの製造・使用禁止	-	すべての食品	ベストプラクティス政策	1
北米						
米国	PHO禁止	PHOをGRASから除外	2018年6月18日 (最終期限2021年1月)	すべての食品(PHO含有)	1食あたり0.5g未満は「0g」表示可	13
カナダ	PHO禁止	PHOの製造・輸入・販売禁止	2018年9月15日	すべての食品(PHO含有)	栄養成分表示義務化(2005年)	14
ヨーロッパ						
EU	含有量制限	脂肪総量100gあたりiTFA 2g以下	2021年4月1日	最終消費者向けおよび小売供給されるすべての食品	域内市場との整合性を重視	16
デンマーク	含有量制限(実質的禁止)	脂肪および油中のTFA 2%以下	2003年3月	人間が消費する脂肪および油	世界初の規制導入、虚血性心疾患死亡率50%減と関連	4
オセアニア						
オーストラリア・ニュージーランド	表示義務(限定的)、自主的低減	法的制限なし。栄養強調表示時のみTFA表示義務	-	全食品(自主的)、一部食品(表示)	平均摂取量はWHO推奨以下だが、飽和脂肪酸摂取量が高い	5
アジア						
日本	自主的低減、表示義務なし	法的制限なし。一部企業が自主的に低減	-	全食品	平均摂取量は低い、特定の高TFA製品も存在	21
韓国	表示義務	1食あたり0.2g未満は「0g」表示可。0.2-0.5gは「0.5g未満」または実測値	2007年12月1日	パン、キャンディ、チョコレート、麺類、飲料などの加工食品	飽和脂肪酸への代替リスク指摘	23
中国	表示義務、乳幼児食品制限	100g/100mLあたり0.3g未満は「0g」表示可。乳幼児食品は水素添加油禁止、TFA 3%以下	2013年1月1日(表示義務)	全包装済み食品(表示)、乳幼児食品(制限)	平均摂取量は低い、若年層の食生活変化によるリスク指摘	24
インド	段階的含有量制限	2021年1月までに3%以下、2022年1月までに2%以下	2021年1月	食用油、パナスパティ、マーガリン、ショートニングなど	心疾患死亡者数が世界で最も高い国の一つ。施行に課題	26

## A. 北米

### 1. アメリカ合衆国

2015年、米国食品医薬品局（FDA）は、部分水素添加油（PHO）を「一般的に安全と認められる（GRAS）」リストから除外する決定を下した。この決定により、食品メーカーは2018年6月18日までに製品からPHOを排除することが義務付けられた。特定用途でのPHO使用を許可する請願は却下され、2021年1月までに微量（1食あたり0.5g未満）の残留を除き、工業的トランス脂肪酸（iTFA）は米国の食品供給から事実上排除された。FDAは、このPHO排除により、年間数百万件の冠動脈性心疾患による早期死亡を予防できると考えている。この規制の導入に先立ち、2006年にはすべての包装食品の栄養成分表示にトランス脂肪酸含有量の記載が義務付けられていた。この表示義務化が、多くの大手食品メーカーがPHOの削減または排除に自主的に動くきっかけとなった。PHOの禁止は、レスタランの揚げ油や菓子類、パイ生地、マーガリン、ショートニングなど、かつてiTFAが広く使われていた食品からの実質的な排除につながった。

### 2. カナダ

カナダは、トランス脂肪酸の排除において北米で主導的な役割を果たしてきた。2018年9月15日より部分水素添加油（PHO）が食品添加物として完全に禁止された。カナダ食品医薬品規制（FDR）は、栄養成分表示におけるトランス脂肪酸含有量の表示を義務付けている。「トランス」脂肪酸は「飽和」「脂肪酸の下に記載され、両者の合計が日次摂取量（%DV）として表示されている。また、「トランス脂肪酸不使用」「トランス脂肪酸低減」「トランス脂肪酸含有量削減」といった栄養強調表示も厳密に規定されている。ブリテイッシュコロンビア州は、2009年9月30日に、食品サービス施設（レスタラン、デリ、カフェテリア、学校、病院、ベーカリーなど）で調理、提供、販売されるすべての食品における工業的トランス脂肪酸の使用を制限する国内初の州規制を導入した。カナダのアプローチは、2005年の栄養成分表示義務化に始まり、州レベルでの規制、そして最終的な全国的なPHO禁止へと段階的である。ブリテイッシュコロンビア州の先行事例は、消費者が成分情報を把握しにくい外食産業における規制の重要性を明らかにした。

## B. ヨーロッパ諸国

### 1. 欧州連合（EU）

EUは、加盟国間の多様性を考慮しながら統一的なトランス脂肪酸規制制度を導入した。欧州委員会（EC）は、2019年4月に、最終消費者向けおよび小売供給されるすべての食品中の工業的トランス脂肪酸（iTFA）含有量を、脂肪総量100 gあたり2 gに制限する規制を採択した。この規制は、2021年4月1日に発効し、2022年4月までに市場からiTFA含有量の高い製品が排除されることが期待された。

ECは、PHO禁止よりもiTFA制限の方が公衆衛生への影響、消費者保護、域内市場との整合性、コストの点で適切であると判断している。

EU加盟国はiTFA制限の実施と施行を担当している。加盟国はISO17025認証を獲得し、共同研究センター（JRC）の検証されたラボ分析方法に従って実施している。

### 2. デンマーク

デンマークは、2003年3月世界で初めて人工トランス脂肪酸を実質的に禁止した国となった。この規制は、ヒトが消費する脂肪および油のトランス脂肪酸含有量を2 %に制限するものである。この規制は最終製品ではなく成分に適用される。

デンマーク政府のトランス脂肪酸摂取量を20年間で1日あたり6 gから1 gに減少させる努力は虚血性心疾患による死亡を50%減少させたと結論付けられている。

### C. オセアニア

#### 1. オーストラリア・ニュージーランド

オーストラリアとニュージーランドでは、食品中のトランス脂肪酸（TFA）含有量に法的制限がなく表示も義務付けられていない。ただし、コレステロールや特定の脂肪酸（飽和、トランス、多価不飽和、一価不飽和、オメガ-3、オメガ-6、オメガ-9脂肪酸）に関する栄養強調表示を行う場合は、TFAの表示が義務付けられている。

両国では、業界による自主的なTFA低減の取り組みが進められており、2007年以降、製造されたTFAの摂取量は25～45 %減少した。これは、総エネルギー摂取量の約0.1%に相当する。トランス脂肪酸摂取量は、オーストラリア人の平均TFA摂取量は1日あたり総エネルギー摂取量の0.5 %、ニュージーランド人は0.6 %と推定されており、WHOの推奨（1 %未満）を下回っている。

しかし、飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計摂取量は、両国ともに推奨値（総エネルギー摂取量の10%以下）を超過しており、これは主に飽和脂肪酸の摂取量が多いことに起因している。TFAの低減が飽和脂肪酸への代替につながる可能性があるがあり、包括的な脂肪酸プロファイルの改善にはより厳格な規制が必要であることを示唆している。

### D. アジア諸国

#### 1. 日本

日本は、トランス脂肪酸排除や使用を禁止する法的規制を行っていない。食品メーカーは、スナック菓子やママーガリンなどからトランス脂肪酸を排除する自主的努力を行っている。この自主的な取り組みによりトランス脂肪酸の摂取量は大幅に減少している。日本の平均トランス脂肪酸摂取量は、総エネルギー摂取量の0.3 %～0.6 %と推定されており、欧米諸国と比較して低い水準にある。

#### 2. 韓国

2006年9月に食品衛生法改正によりトランス脂肪酸表示規制が導入され、2007年12月1日に発効された。パン、キャンディ、チョコレート、麺類、飲料などの加工食品にトランス脂肪酸含有量の表示が義務付けられている。この規制では、1食あたり0.2 g未満の場合は「トランス脂肪酸：0g」と、0.2gから0.5gの場合は「トランス脂肪酸：0.5g未満」または実際のグラム数を表示できる。この表示義務化により、2005年から2008年の間にトランス脂肪酸レベルは顕著に減少し、多くの食品でトランス脂肪酸レベルが検出限界以下または100gあたり0.5 g以下程度にまで低下している。

#### 3. 中国

中国では、包装済み食品の栄養表示に関する国家標準（GB28050-2011）により、水素添加油または部分水素添加油が成分に含まれる場合、トランス脂肪酸含有量の表示が義務付けられている。トランス脂肪酸含有量が100 gまたは100 mLあたり0.3 g未満の場合、「0 g」と表示することが認められている。他国と違い、中国は乳幼児食品にのみトランス脂肪酸含有量の制限を設けており、乳児用調製粉乳および補完的乳幼児食品における水素添加油の使用を禁止している。2013年の中国食品安全リスク評価センター（CFSA）の報告によると、中国人の平均トランス脂肪酸摂取量は総エネルギー摂取量の0.3 %と比較的低く、WHOの推奨する1%未満の範囲内であると報告されている。

#### 4. インド

インドでは、トランス脂肪酸の摂取が心疾患死亡の大きな原因となっており、規制導入の緊急性が高い国の一つである。インド食品安全基準局 (FSSAI) は、2021年1月までにすべての食用精製油、バナスパティ、ベーカーリーショートニング、マーガリン、植物性脂肪スプレッド、混合脂肪スプレッドのトランス脂肪酸含有量を3%以下に、2022年1月までに2%以下に制限する規制を発表した。

### B. トランス脂肪酸の健康影響

#### 1. 工業的トランス脂肪酸と反芻動物由来トランス脂肪酸の比較

トランス脂肪酸は、その種類によって化学構造、食品中の含有量、および健康影響が異なる。主に工業的に生産されるもの (iTFA) と、反芻動物の消化プロセセスで自然に生成されるもの (rTFA) の二種類がある。

化学構造、含有量、および代謝経路の差異:

工業的トランス脂肪酸 (iTFA) は、部分水素添加プロセセスにより生成され、様々な位置にトランス二重結合を持つ異性体 (主にエライジン酸、9t-18:1) がある。

一方、反芻動物由来トランス脂肪酸 (rTFA) は、牛、羊、ヤギなどの反芻動物の消化管内微生物により生成される。rTFAは、肉や乳製品に自然に含まれており、主にバクセン酸 (11t-18:1) と共役ノール酸 (CLA, c9,t11-CLA) がある。rTFAは、乳脂肪の4-6%、反芻動物肉の3-9%程度と、iTFAと比較して含有量は低いのが特徴である。

両者の代謝経路には差異がある可能性が示唆されており、特にrTFAの一部異性体 (CLA、バクセン酸) は、iTFAとは異なる生理的影響を持つことが研究されている。

健康影響の差異に関する信頼できる研究 (二重盲検試験、メタアナリシス)

疫学研究は、工業由来 (iTFA) のTFA摂取と冠動脈性心疾患 (CHD) の間に強い正の関連性があることを強く支持している。高摂取量のrTFA (例: 10.2 g/2500 kcal) は、対照研究において血漿LDLコレステロールを増加させ、HDLコレステロールを低下させることでコレステロール恒常性に悪影響を及ぼすことが示されているが、中程度の摂取量 (例: 4.2 g/2500 kcal) では血漿脂質や他の心血管疾患リスク因子に中立的な影響を与える。非常に高用量ではrTFAは、iTFAと同程度の血漿LDLコレステロール上昇効果を持つ可能性が示唆されているが、その根底にあるメカニズムは異なる可能性がある (参考文献 9)。ほとんどの国で摂取されるrTFAの量は一般的に低い (エネルギーの1%未満) ため、rTFAは「実際に摂取される量ではCHDリスクに寄与しない」と考えられている。

iTFAの有害性:

系統的レビューやメタアナリシス論文等では、iTFAの摂取が低密度リポタンパク質 (LDL) コレステロールを増加させ、高密度リポタンパク質 (HDL) コレステロールを減少させることで冠動脈性心疾患 (CHD) のリスクを明確に高めることを報告している。摂取エネルギーの2%増加で心血管リスクが23%増加するという報告がある。

[ホーム](#) > [消費・安全](#) > [リスク管理（問題や事故を防ぐ取組）](#) > [農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象外の危害要因についての情報（有害化学物質）](#) > [国際がん研究機関\(IARC\)の概要とIARC発がん性分類について](#)

## 国際がん研究機関(IARC)の概要とIARC発がん性分類について

更新日：令和7年3月26日

### 国際がん研究機関(IARC)の概要

国際がん研究機関 (International Agency for Research on Cancer, IARC) は、世界保健機関 (WHO) のがん専門の機関で、発がん状況の監視、発がん原因の特定、発がん性物質のメカニズムの解明、発がん制御の科学的戦略の確立を目的として活動しています。

### IARC発がん性分類について

IARCは、主に、人に対する発がん性に関する様々な物質・要因（作用因子）を評価し、4段階に分類しています。IARCによる発がん性の分類は、人に対する発がん性があるかどうかの「証拠の強さ」を示すものです。物質の発がん性の強さや暴露量に基づくリスクの大きさを示すものではありません。

同じ分類に割り当てられた物質であっても、暴露の種類と程度など、他の要因によってリスクが大きく異なる場合があります。IARCは、分類されていない物質については、非発がん性もしくは総合的な安全性の判断を推し量ることができない、としています。

また、重要な科学的証拠が追加された場合、分類が再評価されることがあります。

表・IARCによる発がん性の分類（出典：IARC Monographs on the Identification of Carcinogenic Hazards to Humans (PDF：353KB) [（外部リンク）](#)）

グループ1 (133種類※)	<p>ヒトに対して発がん性がある。 (Carcinogenic to humans) 例) アフラトキシン、アルコール飲料、加工肉、ベンゼン、ベンゾ[a]ピレン、PFOA (パーフルオロオクタン酸) 等</p> <p>このカテゴリーは、ヒトにおいて「発がん性の十分な証拠」がある場合に適用される。 また、「暴露を受けたヒトにおいて作用因子が発がん性物質の重要な特性を示す有力な証拠」があり、かつ実験動物において「発がん性の十分な証拠」がある場合はこのカテゴリーに分類される可能性がある。</p>
-------------------	---

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

# 農林水産省

※手書き部分は、長妻昭事務所で加筆

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 消費・安全 > リスク管理 (問題や事故を防ぐ取組) > [農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象外の危害要因についての情報 \(有害化学物質\)](#) > [国際がん研究機関\(IARC\)による加工肉及びレッドミートの発がん性分類評価について](#)

## 国際がん研究機関 (IARC) による加工肉及びレッドミートの発がん性分類評価について

2015年

作成日：平成27年11月6日

更新日：令和5年8月22日

国際がん研究機関 (IARC) が2015年10月に加工肉等の発がん性について発表したことを受けて、世界保健機関 (WHO) は、IARCの報告について、「がんのリスクを減らすために加工肉の摂取を適量にすることを奨励したものであり、加工肉を一切食べないよう求めるものではない」と発表しました。

農林水産省は、これまでも健全な食生活のため、食品をバランス良く食べることが大切だと提唱してきました。消費者の皆様がこのページを、健全な食生活を送る上で役立てていただけると幸いです。

- ❖ [IARCの発表の概要 \(2015年10月26日\)](#)
- ❖ [加工肉とは？「レッドミート」とは？](#)
- ❖ [加工肉及び「レッドミート」の摂取量と発がん性の関係について](#)
- ❖ [WHOの見解](#)
- ❖ [バランスの良い食生活について](#)
- ❖ [参考情報](#)

### IARCの発表の概要 (2015年10月26日)

10月26日、世界保健機関 (WHO) の研究機関である国際がん研究機関 (International Agency for Research on Cancer: IARC) は、加工肉及び「レッドミート」の摂取により大腸がんのリスクが増加すること、及び加工肉を「グループ1」(人に対して発がん性がある) に、「レッドミート」を「グループ2A」(人に対しておそらく発がん性がある) (注) に分類することをプレスリリース (PDF: 42KB) [人](#) (外部リンク) 及びQ&A (PDF: 52KB) [人](#) (外部リンク) によって公表しました。この発表に関して参考となる情報をまとめましたのでご紹介します。

2018年3月には、IARCによる評価書 [人](#) (外部リンク) も公表されています。

(注) IARCによる発がん性の分類

国際がん研究機関 (IARC) は、世界保健機関 (WHO) のがん専門の機関で、発がん状況の監視、発がん原因の特定、発がん性物質のメカニズムの解明、発がん制御の科学的戦略の確立を目的として活動しています。

IARCは、主に、人に対する発がん性に関する様々な物質・要因 (作用因子) を評価し、4段階に分類しています。IARCによる発がん性の分類は、人に対する発がん性があるかどうかの「根拠の強さ」を示すものです。物質の発がん性の強さや暴露量に基づくリスクの大きさを示すものではありません。

IARCによる発がん性の分類の概要について当省でまとめていますので、[こちら](#)をご覧ください。

IARCは、Q&A (PDF: 52KB) [人](#) (外部リンク) の中で、以下のとおり説明しています。

令和8年4月8日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

## 加工肉とは？「レッドミート」とは？

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

加工肉とは、「塩漬け、塩せき、発酵、燻煙、その他香りや保存性を高めるための加工をした肉」を指し、豚肉又は牛肉を含むものが多く、それ以外の「レッドミート」、鶏肉、臓器、血など副生物を含む場合もあります。「フランクフルト、ハム、ソーセージ、コンビーフ、ビーフジャーキー、塩味の切り干し肉、缶詰肉、食肉調製品（ソースを含む）」が例としてあげられています。

「レッドミート」とは、牛肉、豚肉、羊肉（ラム、マトン）、馬肉、山羊肉を含む全てのほ乳類の肉を示します。鶏肉や七面鳥などの家禽類の肉は含みません。

## 加工肉及び「レッドミート」の摂取量と発がん性の関係について

加工肉について10件の研究成果を評価し、「毎日継続して1日当たり50グラム摂取するごとに、大腸がんのリスクが18%増加する」としています。また、同じ研究成果から、牛肉、豚肉、羊肉（ラム、マトン）、馬肉、山羊肉などについては、「加工肉ほど強い証拠が見出せませんでした」が、関連があるとする、毎日継続して1日当たり100グラム摂取するごとに、大腸がんのリスクが17%増加する」としています。

## WHOの見解

2015年10月29日にWHOは、「WHO statement : Links between processed meat and colorectal cancer」(外部リンク) と題するコメントにおいて、

- ❖ 「IARCの評価は、WHOが2002年に開催した専門家会合である「食事、栄養及び慢性疾患予防」に関する報告書の勧告を再確認するものであり、この報告書は、人々に対してがんのリスクを減らすために加工肉の摂取を適量にすることを奨励したものである。IARCの評価は、加工肉を一切食べないよう求めるものではなく、加工肉の摂取を減らすことで大腸がんのリスクを減らせることを示したものです。」

という見解を発表しています。

なお、WHOは、「食事、栄養及び慢性疾患予防に関する報告書 (723KB)」(外部リンク) の中で、発がんリスクを減らすための主要な勧告の1つとして

- ❖ 「ベジタリアンでない人は、保存肉（例：ソーセージ、サラミ、ペーコン、ベーコン、ハム）の摂取を控えること」をあげています。

また、WHOは、2023年7月に健康及び環境の観点から見たレッドミートと加工肉に関する情報冊子 (外部リンク) を公表しています。その中で、

- ❖ レッドミートには、生物学的に利用可能なビタミンやミネラル（特に鉄とビタミンB12）、その他の成長や発達、健康に不可欠な化合物が豊富に含まれている
- ❖ レッドミートは、妊娠前や妊娠中、妊娠から子供の2歳の誕生日までの最初の1000日間、といった人生において重要なテージで必要な栄養素の供給を促進することができる
- ❖ レッドミートや加工肉の消費に関する国の食事ガイドラインの推奨事項は国によって異なり、動物性食品の摂取量に依存している。最近の研究によると、国の食事ガイドラインの10個に1つは、レッドミートや加工肉の消費を制限するもしくは適量にするような推奨事項を含んでいる
- ❖ 現在の健康上の推奨事項では、レッドミートの消費量は成人で週に98g～500gとすべきであると示唆されている

としています。

詳細は、WHOウェブサイト (外部リンク) をご覧ください。

## バランスの良い食生活について

農林水産省は、多くの種類の食品をバランス良く食べる事が大切だと考えています。私たちの健康な生活のために必要な栄養素を摂ることが重要です。加工肉だけをたくさん食べるなど、特定の食品の食べすぎは控えましょう。以下のウェブページも参考にして、バランスの良い食生活を心がけましょう。

令和8年4月8日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

## ❖ 「食事バランスガイド」について

これからも、消費者の皆様のご健康な食生活に役立つ情報を適時提供いたします。

## 参考情報

### 食品安全委員会の見解

2015年10月27日に食品安全委員会は、同委員会の公式Facebookの中で、「red meat」と加工肉に関するIARCの発表について [📄](#) (外部リンク) と題するコメントにおいて、

- ❖ 「ヒトの健康に影響を及ぼす可能性のあるものをハザードといいますが、ハザードは、ハザードの毒性影響の大きさにヒトへのばく露量（食べる量）を考慮して評価します。」
- ❖ 「この分類は、発がん性を示す根拠があるかどうかを重視しており、したがって、ハザードの毒性影響の強さや暴露量が及ぼす影響（定量的な評価）はあまり考慮されておりません。」
- ❖ 「今回の評価では、これをもって、すなわち「食肉や加工肉はリスクが高い」と捉えることは適切ではないと考えます。」
- ❖ 「食品の安全性に関する様々な情報が発信されています。そして、健康な食生活を送っていただくためには、それらの情報の正確さや食生活への影響の大きさを見分けるのは難しいことです。それらに振り回されず、多くの種類の食品をバランスの良く食べるのが大切です。」

という見解を発表しています。

また、2015年11月30日に、「レッドミートと加工肉に関するIARCの発表についての食品安全委員会の考え方 [📄](#)」 (外部リンク) を公表し、改めて詳しく解説しています。

詳細は、[食品安全委員会ウェブサイト \[📄\]\(#\) \(外部リンク\)](#) をご覧ください。

### 国立研究開発法人 国立がん研究センターの情報

2015年10月29日に国立がん研究センターは、「赤肉・加工肉のがんリスクについて [📄](#) (外部リンク) を公表し、上記のIARCの発表についての解説と、同センターが2011年に発表した多目的コホート研究：赤肉・加工肉摂取量と大腸がん罹患リスクについて [📄](#) (外部リンク) の情報を提供しています。同センターは、

- ❖ 「IARCの評価の基となった全世界地域の論文の赤肉摂取の範囲はおおむね一日50-100 gで、中には200 g以上にわたる非常に高い地域もありました。2013年の国民健康・栄養調査によると日本人の赤肉・加工肉の摂取量は一日あたり63g（うち、赤肉は50g、加工肉は13g）で、世界的に見て最も摂取量の低い国の一つです。」
  - ❖ 「大腸がんの発生に関して、日本人の平均的な摂取の範囲であれば赤肉や加工肉がリスクに与える影響は無いが、あつても、小さいと言えます。」
  - ❖ 「赤肉はたんぱく質やビタミンB、鉄、亜鉛など私たちの健康維持にとって有用な成分もたくさん含んでいます。飽和脂肪酸も含まれ、摂りすぎは動脈硬化、その結果としての心筋梗塞のリスクを高めますが、少なすぎると脳卒中（特に、出血性）のリスクを高めることが分かっています。日本においては心筋梗塞より脳卒中の罹患率の方が高いことから、総合的にみても、今回の評価を受けて極端に量を制限する必要性はないと言えるでしょう。がんをはじめとした生活習慣病予防、総合的健康の観点からは、まずは「日本人のためのがん予防法」で定められた健康習慣全般に気を配ることが大切です。」
- という見解を発表しています。

詳細は、[国立研究開発法人国立がん研究センターウェブサイト \[📄\]\(#\) \(外部リンク\)](#) をご覧ください。

お問合せ先

令和8年4月8日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料



食品安全委員会  
(FSC) とは



委員会・調査会等  
開催予定・実績



食品健康影響評価  
(リスク評価)



意見・情報の交換  
(リスクコミュニケーション)



消費者の方向け  
情報

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > 食品に含まれるトランス脂肪酸の食品健康影響評価について

## 食品に含まれるトランス脂肪酸の食品健康影響評価について

平成27年6月19日更新

平成27年6月、FDA(米国食品医薬品庁)は、トランス脂肪酸が多く含まれる部分水素添加油脂は、GRAS (従来から使われており安全が確認されている物質) ではないとして、食品に使用するためにはFDAの承認が新たに必要 (2018年から) と決定しました。

このFDAによる規制の対象は、トランス脂肪酸ではなく、部分水素添加油脂 (マーガリンやショートニング等の原料) です。さらに、規制の内容は、使用禁止ではなく、現在GRASとなっており食品に自由で使用できる部分水素添加油脂を、3年後にGRASの対象でなくするという事です。新規にFDAに承認申請し認められれば、使用可能とのことです。

今回の米国の規制は、トランス脂肪酸の削減を目的としています。しかし、日本と米国では脂肪やトランス脂肪酸の摂取量が異なることに留意する必要があります。

### <トランス脂肪酸の平均摂取量 (エネルギー比) ※>

○アメリカ：2.2%    ○日本：0.3%

※食品安全委員会「食品中に含まれるトランス脂肪酸」評価書より

トランス脂肪酸とは、脂質の構成成分である脂肪酸の一種です。WHOでは、心血管疾患のリスクを低減し、健康を増進するための目標として、トランス脂肪酸の摂取を総エネルギー比1%未満に抑えるよう提示しています。

諸外国では、トランス脂肪酸摂取量がこのWHOの目標を超えている国や、我が国やドイツのように目標値内におさまっている国もあり、その対応は各国の状況に合わせて様々です。

令和8年4月7日  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

令和6年12月17日  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

ネオニコチノイド系農薬（アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチア  
ニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキシム、ニテンピラム）

適用作物：水稲、果樹類、野菜類、豆類、茶等

令和8年4月8日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長素昭 提出資料

## PFASの健康影響に関する海外の血中濃度指標等

1. 国際的にPFASの血中濃度と健康影響との関係性を評価する科学的知見は十分でない
2. 国際機関や政府レベルで定められた健康影響の発生を示す血中濃度指標は存在しない。

※「ドイツ連邦環境庁バイオモニタリング委員会」及び「全米科学・工学・医学アカデミー」は、血中濃度の指標値等を定めているが、「この値を超過していても健康影響の発生を意味するものではない」とされている。

### ドイツ連邦環境庁バイオモニタリング委員会による血中濃度指標（HBM-II値）

目的：主に集団としての状況を把握し、ばく露低減等の集団対策の参考として設定

※ PFOS 20ng/ml及びPFOA 10ng/mlを超過した場合に健康影響の可能性ありとしているが、「必ずしもそのような濃度で健康障害が起こるとは限らない」「HBM値の定義と導出について再度議論する予定」と明記されている。

### 全米科学・工学・医学アカデミーによる血中濃度指標

目的：PFASの血液検査、医療ケアに関する臨床医向けガイダンス（見解は政府から独立）

※ PFAS総和濃度が20 ng/mlを越えると、健康影響リスクの上昇ありとしているが、「この値を超過していても、将来、健康影響が発生することを意味しない」と明記されている。PFAS曝露に係る集団スクリーニング（血液検査）については否定的（期待されるメリットと潜在的な有害性の評価が困難であるため。）。



現時点の知見では、PFOS等が人体に影響を与えるメカニズムも解明されておらず、個人の健康影響を評価するための血中濃度に関する基準を定めることは困難とされている。  
環境省としては、血中濃度と健康影響の関係性を明らかにするため、国内外の知見の収集を推進するとともに、科学的に評価可能な疫学調査や研究を更に推進しているところ。

○ 中間論点整理における「基本的な考え方」に基づき、警察庁データと照らし合わせて操作的定義を議論。

要素	「孤立死」推計のための操作的定義（本WGの結論）	警察庁データ（参考）
①死亡場所	自宅とする。	自宅
②世帯類型	世帯類型については、複数世帯の事例数が把握できず、事件性のある事例が紛れ込んでいるがその数は非常に少ないことを踏まえ、「一人暮らしの者」とする。	一人暮らしの者
③自殺の扱い	孤立死は死因を問うものではないので、自殺は除外しない。	除外せず
⑥年齢基準	対象を高齢者に限定する理由はなく、幅広い年齢層を対象とすることが適当であり、警察庁データを活用し、5歳階級別で整理する。	5歳階級別で整理
④生前の状況 ⑤看取りの有無	生前の状況及び看取りの有無を事後的に直接把握することは困難であり、死後経過時間（日数）を手がかり・目安として、生前に社会的に孤立していたことを客観的・外形的に推認することとする。	把握されていない
⑦死後経過時間（日数）	孤立死を「死後〇日経過したもの」と一律に定義することは困難であり、操作的定義については、「生前に社会的に孤立していたことが推認される死後経過時間（日数）」と定性的に定める。※日数経過していても孤立していない例や、孤立していても速やかに発見される例も。	「0～1日」「2～3日」「4～7日」「8～14日」等の区分単位

目安となる死後経過日数等

【「目安」について】

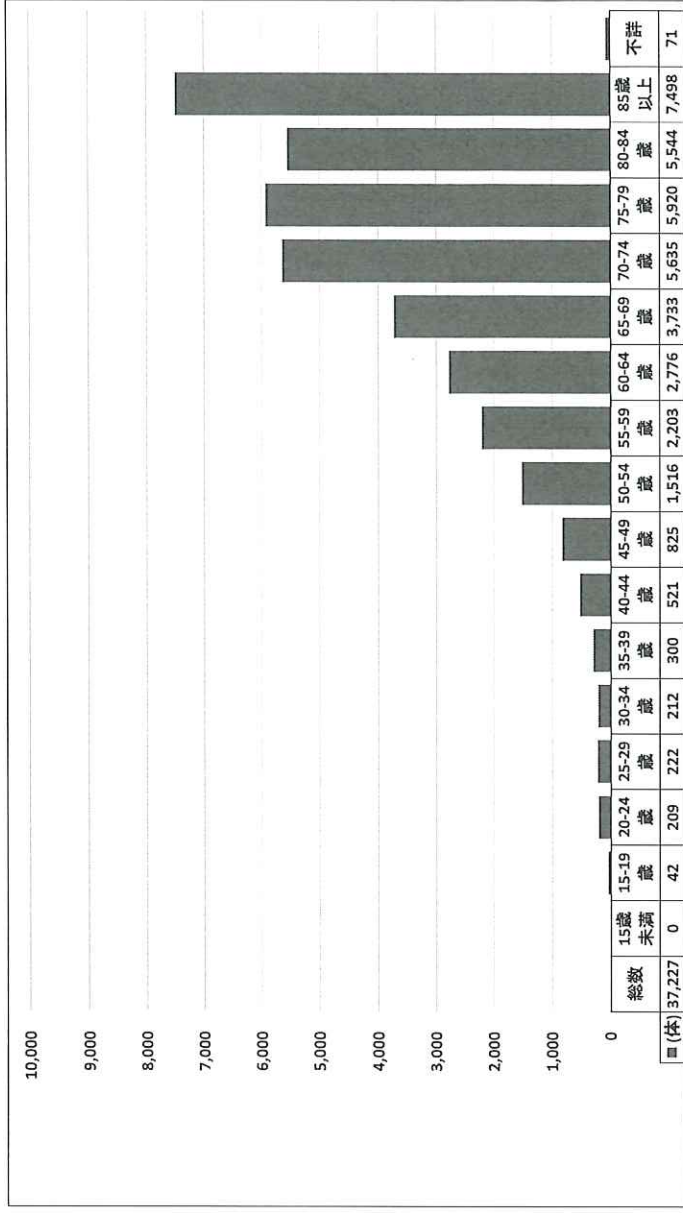
- 何らかの死後経過日数の「目安」をもって、統計的なデータを基礎にして孤立死の「概数」を把握。
  - ・ 死後8日以上経過して遺体が発見：少なくとも発見される前の7日間は、連絡がとれないことを気にかけてくれるような他者との接触機会がなかったことが推察され、生前に社会的に孤立していた状態にあったことが強く推認。
    - 孤立死者数の概数を推計するための「目安」とすることが適当。
  - ・ 死後4日以上経過して遺体が発見：生前に社会的に孤立した状態にあった者が一定数いると考えられる。また、一般的に遺体外表上の腐敗が明白に発現し始めるとされる時期でもある。
    - 参考データとして示すことが適当（ただし、遺体の腐敗状況は季節や環境に大きく左右されることに留意）。

【「推計値」について】

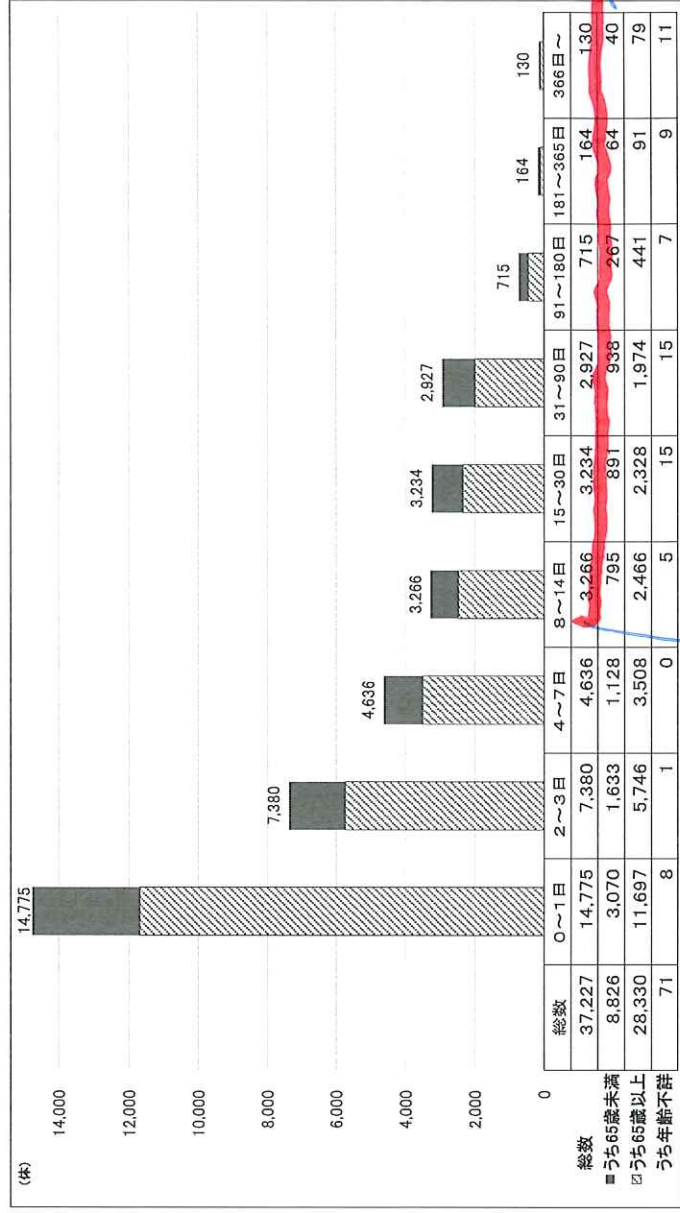
- 上記の「目安」によれば、「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたものは21,856件である。  
 (参考)「死後4日以上」を経過していたものは、31,843件である。  
 ※ 特定の死後経過日数をもって「孤立死」と定義したものではないことに留意。

警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者  
～令和6年上半期(1～6月) 暫定値～

(年齢層別)



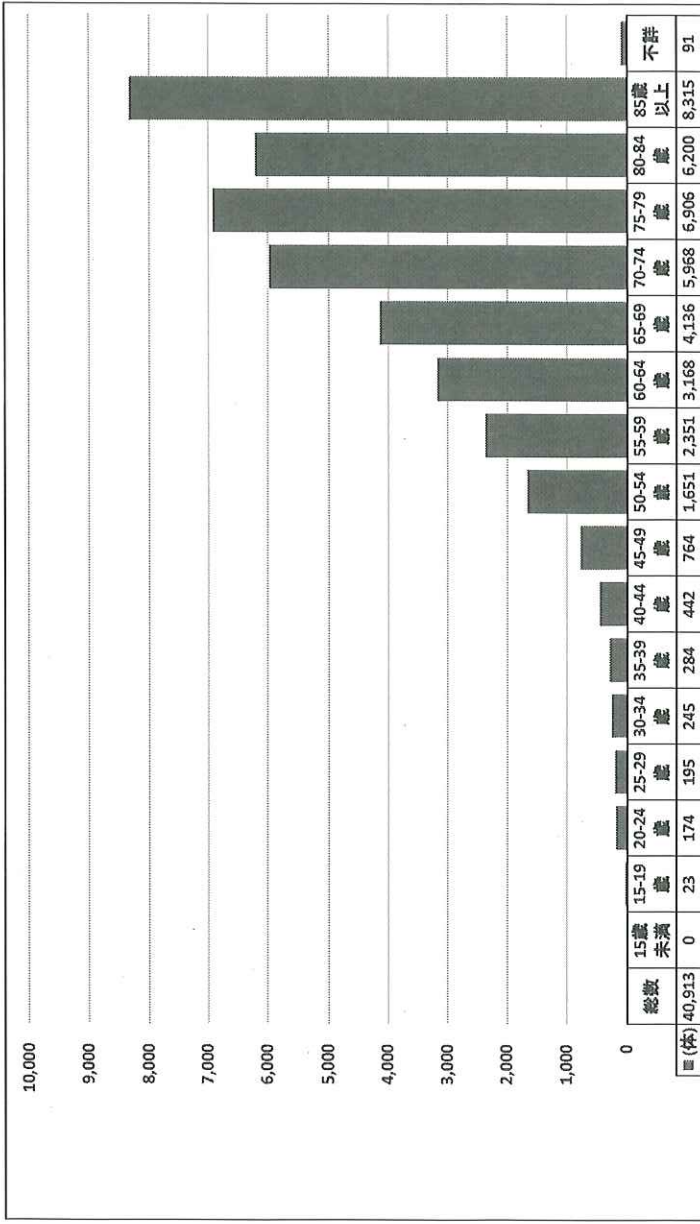
(経過日数別)



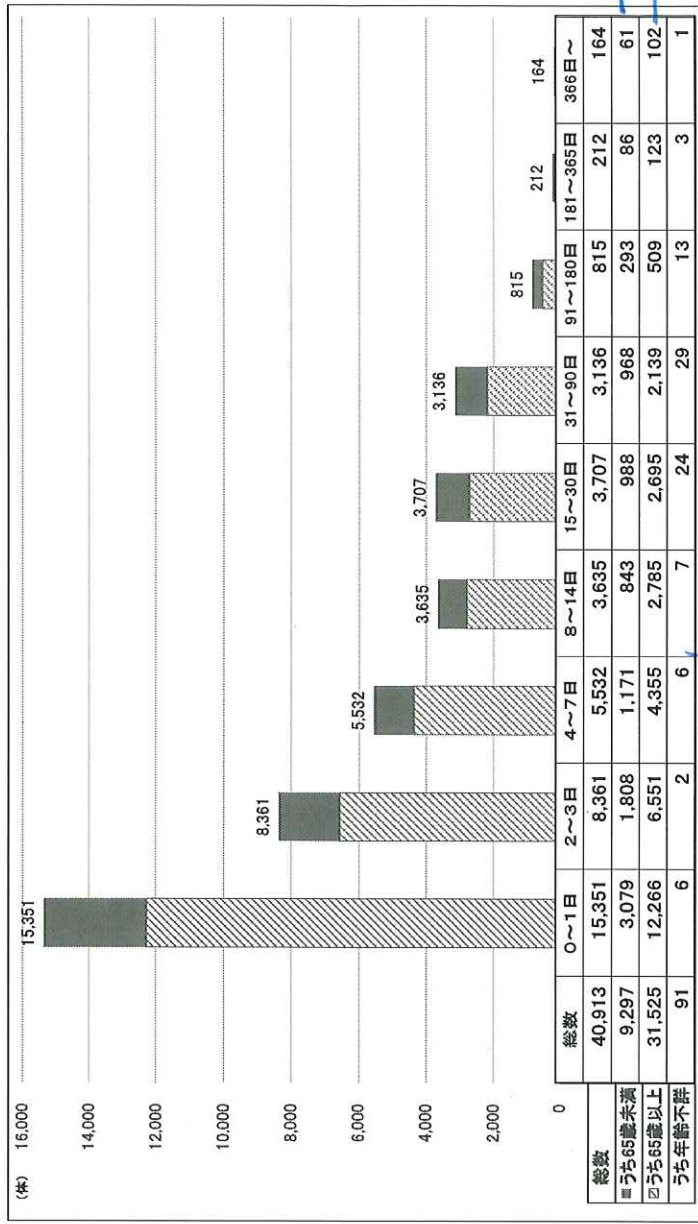
※ 警察庁刑事捜査第一課に報告があったもの

警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者  
～令和7年上半期(1～6月)暫定値～

(年齢階層別)



(経過日数別)



※ 警察庁刑事捜査第一課に報告があったもの

→ 8月 11,669人

印

4日

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000034190.pdf>

## 孤立死防止対策取組事例の概要

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課)

自治体より報告のあった279事例について、見守り活動等を実施する際の手法・手段等により、次のように分類を行い、それぞれのタイプ別に代表的な事例について紹介している。今後の取組みの参考とされたい。

(※平成25年3月21日付「孤立死の防止対策等の取組事例の照会について(依頼)」により、先導的・先駆的だと思われる事例について照会したところ、平成25年4月17日までに報告をいただいた事例である。)

### ◇ 見守りの実施主体別類型

#### 1. 協力量活用型

- ご近所福祉スタッフを配置し、同じ地域に住む方々で見守り、支え合う地域づくりを目指す。 [P8] (岩手県奥州市)
- 地域住民を「見守り支援員」として養成するための「インストラクター」を地域包括支援センターの職員等福祉経験者から募集し配置。 [P11] (広島県福山市)

#### 2. 事業者等との協定締結型

- 事業者(新聞、ガス、電気、水道、生協等)等との協定を締結し、事業者の事業活動を通じて、異変があった場合等の連絡、支援体制を確保する。  
(別添1-2 福島県会津若松市<P7>等参照)

#### 3. ネットワーク構築型

- 近隣住民と協力しながら、地域で支え合いの輪を広げていく活動。活動の状況を確認し、今後の課題や方向性について意見交換する。 [P3] (秋田県藤里町)
- 社会的援護を必要とするすべての県民を地域全体で見守るネットワークを構築。自治体(県・市町村)、民児協、警察、民間事業者、県民による見守り体制の構築。県内全市町村に担当窓口を設置。 [P6] (栃木県)

### ◇ 見守りの手法別類型

#### 1. 要援護者台帳の作成及びマップづくり等を活用する型

- ひとり暮らし、高齢者のみの世帯等要援護者世帯を把握し、要援護者マップを作成。情報を共有し、見守り活用を行うタイプ。

(別添 1-2 群馬県館林市<P12>等参照)

## 2. 機器等を活用する型

- 緊急通報装置、福祉電話、パソコン、人感センサー、タブレット端末、TV 電話等の機器を活用し、見守りや緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。  
(別添 1-2 和歌山県すさみ町<P20>等参照)

## 3. 副次的効果型

- 配食サービスでの弁当の配布、ヤクルト配達員によるヤクルトの配布、乳製品の配布時等に生活状況を把握、安否の確認。  
(別添 1-2 山形県米沢市<P5>等参照)
- 地域サロンなどの住民組織と連携。  
(別添 1-2 岡山県奈義町<P23>等参照)
- 救急医療情報カプセル、家具の転倒防止金具の取り付けなどをきっかけに家を訪問し、家の中や様子を確認する。  
(別添 1-2 大阪府東大阪市<P18>等参照)

## 4. 総合相談窓口の設置型

- 安否確認ホットライン連絡窓口を新設し、キャッチした情報を元に迅速かつ適切に対応できるようマニュアルを作成し、行政内部の対応体制の整備を充実。  
[P14] (大阪府豊中市)
- 配達事業者やライオン事業者、地域住民からの異変の通報に 365 日対応するセンターを設置。  
[P17] (福岡県福岡市)

## 5. その他

- 家賃滞納や新聞・郵便物が溜まる等の SOS 情報から助けが必要な生活弱者を発見し、いち早く「命を守る行政サービス」へつなげ、生活再建を進める。  
[P20] (滋賀県野洲市)

○ 上記見守りの実施主体別類型 1～3、見守りの手法別類型 1～5 を適宜複数组み合わせて実施して効果を上げている。

## 内閣府孤独・孤立対策推進室

「警察取扱死体のうち自宅で死亡した一人暮らしの者」のうち、  
「死後8日以上」を経過していたものの数

	令和7年上半期 (1～6月)暫定値	令和6年上半期 (1～6月)暫定値
総数	11,669	10,436
うち65歳以上	8,353 (71.6%)	7,379 (70.7%)
うち65歳以下	3,239 (27.8%)	2,995 (28.7%)
年齢不詳	77 (0.7%)	62 (0.6%)

令和8年4月8日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長委昭 提出資料

府省等名 (※1)	常勤職員数 【A】	非常勤職員 (委員顧問参与等職員 除く) 【B】	合計 【C】	割合 【B/C】
法 務 省	42,555	52,163	94,718	55.1%
厚 生 労 働 省	31,609	36,132	67,741	53.3%
農 林 水 産 省	12,646	7,370	20,016	36.8%
内 閣 府	2,583	1,412	3,995	35.3%
文 部 科 学 省	1,776	917	2,693	34.1%
経 済 産 業 省	4,416	1,284	5,700	22.5%
国 土 交 通 省	38,064	10,093	48,157	21.0%
国 税 庁	53,671	9,268	62,939	14.7%
総 務 省	4,292	596	4,888	12.2%
財 務 省	16,115	1,764	17,879	9.9%
外 務 省	6,505	531	7,036	7.5%

(※2)

(出典：令和7年7月1日現在一般職国家公務員在職状況統計表)

※1：府省については本府省のみの値であり、府省の外局に係る値は合算していない。

※2：保護司45,354人を含む人数及び割合。保護司を除くと、非常勤職員数6,809、割合は13.8%

# ハローワークの常勤職員数及び相談員数

年度	常勤職員数	前年度からの 常勤職員増減数	非常勤職員 (相談員)数	総数	非常勤比率
平成27年度	10,917人		15,563人	26,480人	58.8%
平成28年度	10,666人		15,697人	26,363人	59.5%
平成29年度	10,536人	▲ 130	15,702人	26,238人	59.8%
平成30年度	10,367人	▲ 169	15,692人	26,059人	60.2%
令和元年度	10,267人	▲ 100	17,509人	27,776人	63.0%
令和2年度	10,152人	▲ 115	28,333人	38,485人	73.6%
令和3年度	10,148人	▲ 4	22,439人	32,587人	68.9%
令和4年度	10,150人	+2	21,457人	31,607人	67.9%
令和5年度	10,219人	+69	19,239人	29,458人	65.3%
令和6年度	10,330人	+111	18,593人	28,923人	64.3%
令和7年度	10,466人	+136	18,174人	28,640人	63.5%
令和8年度	10,566人	+100	17,928人	28,494人	62.9%

※ 令和8年度については4月1日時点

※ 非常勤職員(相談員)については、労働局に勤務する者を含む

令和8年4月6日 厚生労働省職業安定局公共職業安定所運営企画室作成資料

- 上場企業の対応を実質化する観点から、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる**原則の内容を概念的かつ抽象的なものに限定し、数を大幅に削減**する一方、各原則の実効的な実施を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した「**解釈指針**」を**新設**(プリンシプル化・スリム化)。

(注) 現行コードにおいて83個ある原則等を、半数以下とする方向で検討中。

これにより、企業の対応コスト・開示負担に配慮しつつ、**中長期的な価値向上に向けた本質的な取組に注力**できるよう後押し。

- 上記を含めたコードの趣旨・目的を周知する観点から、**序文を追加**。
- その他の主な改訂のポイントは以下のとおり。

## 成長投資の促進

- 取締役会の役割・責務として、**成長投資に向けた取組**の重要性を強調。具体的には、原則において、
  - 会社の目指すところに向けた**成長の道筋を構築すべき**ことを追記
  - **成長投資**(設備・研究開発・**人的資本**・知的財産等の無形資産への投資等)や**事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分**に関し**具体的に何を実行するのかを説明すべき**ことを強調
  - **(現預金等の金融資産や実物資産等の成長投資等への有効活用を解釈指針に例示しつつ、)適切な経営資源の配分が実現されるよう、不断に検証**を行うべきことを追記
- 投資先を検討する際の切り口として、解釈指針に以下の観点を例示
  - (i) 投資対象を、①自社内部に求めるのか(設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等)、②外部に求めるのか(M&A・業務提携・スタートアップ出資への投資等)
  - (ii) 短期・中長期
  - (iii) 国内(地方への人的投資・地方拠点の整備等)、国外

ステークホルダーとの  
適切な協働

- 株主以外のステークホルダーとの適切な協働の例示として、**人的資本への投資や適切な分配**、取引先との公正・適正な取引(サプライチェーンにおける適正な価格転嫁を含む)を解釈指針に追記

取締役会の機能強化

- 社外取締役の実効性向上に向け、**独立社外取締役の果たすべき役割・責務、質・量の確保、独立性確保の重要性**を原則及び解釈指針で強調
- 取締役会の審議の活性化に向け、議長や独立社外取締役を含めた取締役を支援する重要な役割を果たす**事務局(コーポレートセクレタリー等)の機能強化を推進すべき旨**を解釈指針に追記
- リスク管理体制を整備する際の考慮事項として、**サイバーセキュリティリスク、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応**が含まれ得ることを解釈指針に追記(また、こうした対応が収益機会にもつながり得ることを追記)

有価証券報告書の  
定時株主総会前の開示

- 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を必要に応じ適確に提供する観点から、**有価証券報告書を株主総会前に提出することを、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として原則に追記**
- その際、3週間以上前に提出されることが最も望ましく、株主総会の開催時期の後ろ倒しも含めて検討することが考えられる旨も解釈指針で補足

(注) 法制審議会における有価証券報告書と事業報告の一本化の議論を含め、制度横断的な検討も並行して実施